

## 理由書

岐阜都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）として都市計画を定めようとする岐阜市リサイクルセンターは、本市の北西部にある木田地区に位置し、市道柿ヶ瀬西改田線（幅員 $W=12\text{m}$ ）と一級河川板屋川に隣接する市街化調整区域の土地（面積 $A=約16,100\text{m}^2$ ）に計画するものである。

都市計画を定める土地の選定にあたっては、周辺環境への影響を踏まえ、廃棄物の輸送の効率性に優れ、災害の発生するおそれが高いことから、平成9年4月より稼働する現在の岐阜市リサイクルセンター（以下、「現施設」という。）を含めた区域とした。

現施設は、分別収集された資源ごみ（カン、ビン及びペットボトル）の再資源化処理を行っているが、稼働開始から20年が経過し老朽化と維持補修コストの増大やペットボトル飲料の消費が増える夏季の処理能力不足などから施設の更新が必要となっている。

平成25年3月に策定した岐阜市総合計画（基本計画2013）では、ごみ処理に関する基本方針として、ごみの排出や不法投棄の抑制、資源のリサイクル、省エネルギーへの対応など地球にやさしいまちづくりの推進やごみの再使用、再生利用を促すことで「自然や農地など豊かな生活環境の保全」や「ごみ減量・資源化の推進」などを掲げている。

岐阜市総合計画に基づき、平成28年3月に策定した岐阜市ごみ処理基本計画では、基本方針に「ごみの排出抑制・分別の推進」、「循環型処理及びエネルギー有効利用の推進」、「適正処理体制の構築」などを掲げており、これらの基本方針を推進するための施設整備計画として、「リサイクルセンターの更新」を掲げ、従来の資源ごみに加えて、その他プラスチック製容器包装類の選別・圧縮等の処理を行う中間処理施設を整備するものとしている。

以上により、本市におけるごみ減量・資源化の推進と循環型社会の構築に向け、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分配慮し、岐阜都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設：岐阜市リサイクルセンター）を都市計画決定するものである。